



保育認定を受ける子どもの保護者の方へ

## ～東海村緊急保育所ご利用時の注意事項～



他の市区町村へ転出した場合、転出月の末日で退所（園）となります。



保育要件が無くなるまたは変更となる場合、当該月の末日で退所（園）となります。引き続き利用を希望するときは、再入所の申請が必要です。あらためて保育の必要性に係る事由をもって申し込みを行ってください。

ただし、特定の要件変更（就労→出産、就労→求職活動→就労、就労→疾病→就労など）や、保育要件について、保育の必要性が高くなる場合については、一定の条件を満たすことで、引き続き保育所を利用できる場合があります。希望する場合は事前にご相談ください。



保護者の就労時間・就労日数が入所（園）時より大きく減少したときは、退所（園）となる可能性があります。



里帰り出産や入院等によりやむをえず長期間休園する場合、休園中も保育要件があることを条件として、最大3か月まで休園が可能です。事前にご相談ください。休園中も保育料がかかります。（3か月を超えて休園する場合は退所となります。）



保育料の滞納がある場合、退所（園）の措置を取ることがあります。



きょうだいが同時に保育所・認定こども園・幼稚園に在籍している場合には、保育料が軽減されます。

※きょうだいが子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（村内ではみぎわ幼稚園のみ対象）に通っていて、幼稚園が発行する「在園証明書」を提出していない場合には、至急ご提出ください。

○保護者の就労状況やご家族の構成など、ご家庭の状況に変更があったときは、必ず「入所後の変更事項の届出書」を提出してください。（用紙は、子育て支援課と各施設にあります。）

○保育所・認定こども園（保育認定枠）は、入所要件（就労、妊娠・出産、介護・看護、疾病・障害等）が認められるご家庭のみが利用できる施設です。ご理解の上、ルールを守っての利用をお願いします。